

フロン排出抑制法の概要

【建物解体業者及び廃棄物・リサイクル業者編】

環境省

経済産業省

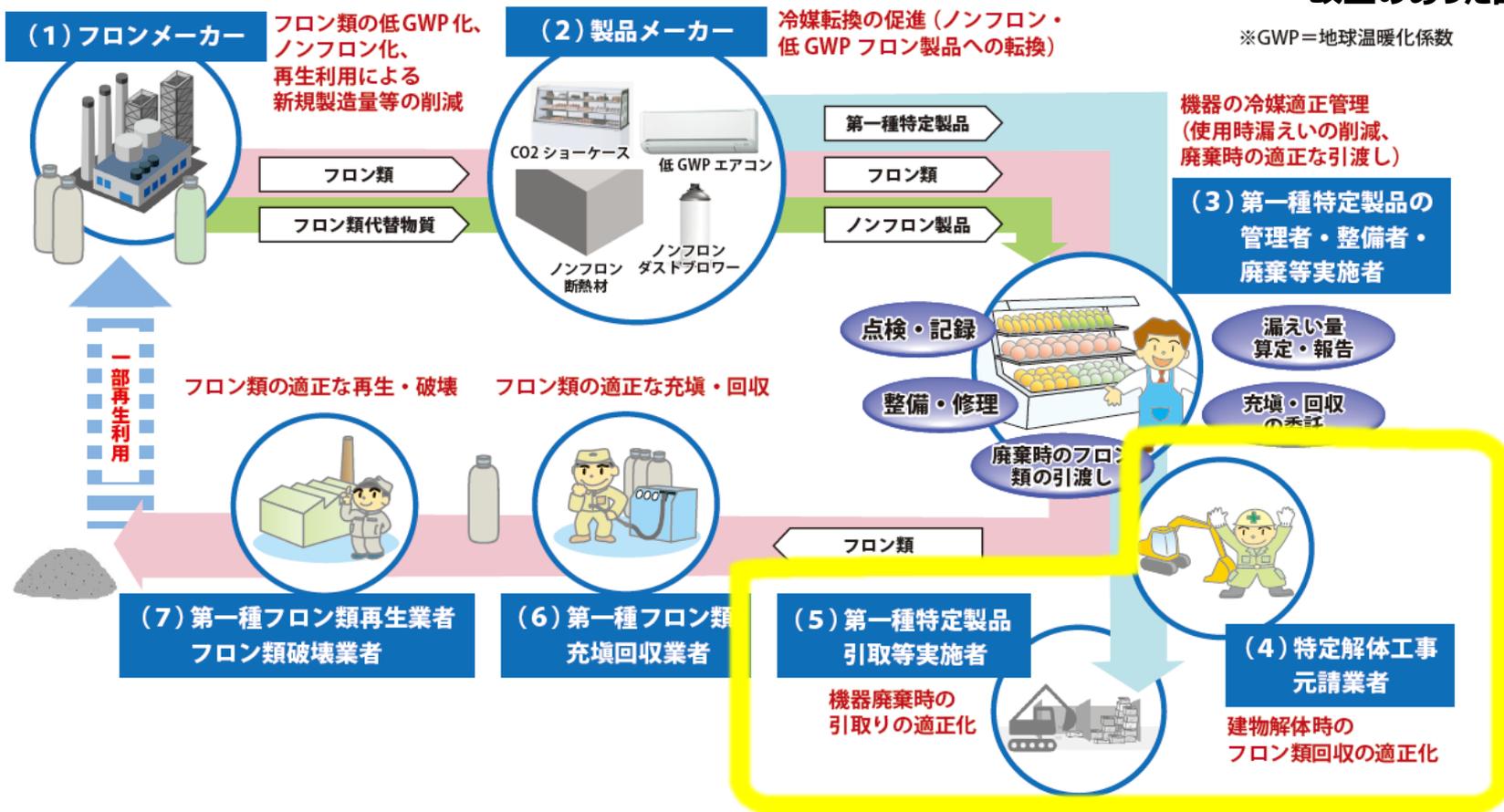
1. フロンを取り巻く動向
2. 日本におけるフロン対策
- 3. 建設・解体業者の責務**
4. 廃棄物・リサイクル業者の責務
5. まとめ

フロン排出抑制法の概要

- 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（略称：**フロン排出抑制法**）」では、**業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）を対象**とし、フロン類の**製造から使用、廃棄に至るライフサイクル全体の包括的な対策を講じる**こととしており、関係者それぞれに対策を求めるものとなっている。

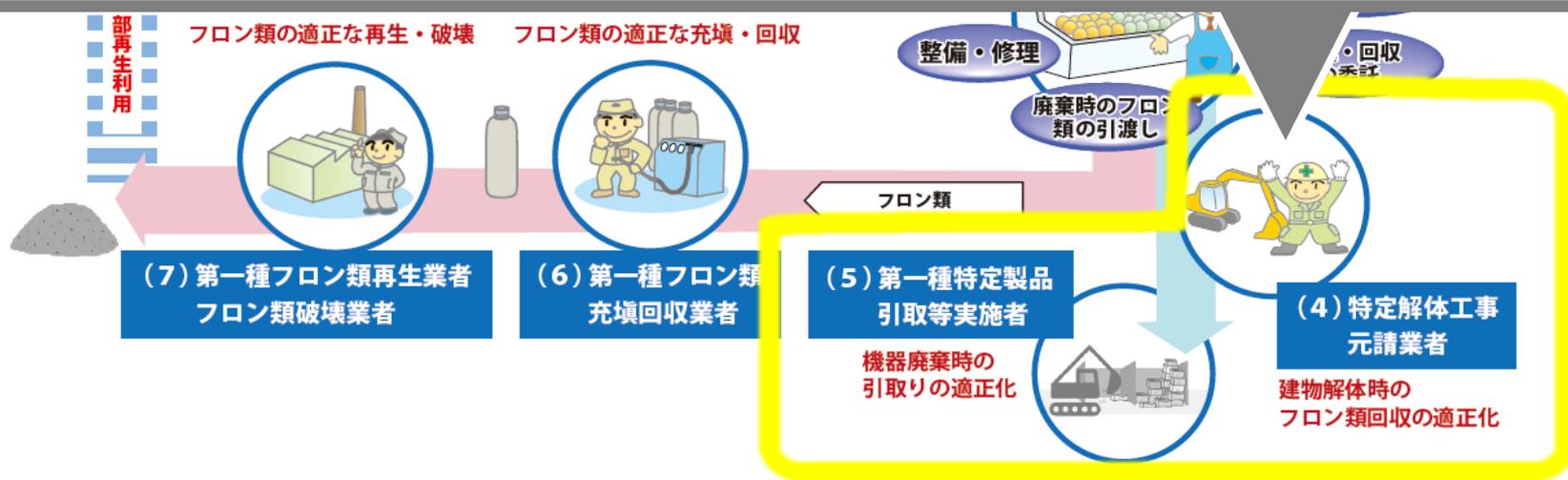
改正のあった部分

※GWP=地球温暖化係数



フロン排出抑制法の概要

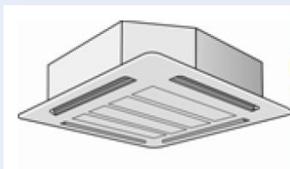
- 「**特定解体工事元請業者**」とは、建物等の解体工事を、発注しようとする第一種特定製品の管理者（発注者）から**直接**解体工事を請け負う建設・解体業者を指す。
- 「**第一種特定製品引取等実施者**」とは、第一種特定製品の廃棄等に際して、その第一種特定製品の引取り等を行おうとする者を指す。



参考 「第一種特定製品」とは

- 「第一種特定製品」とは、**業務用の空調機器**（エアコンディショナー）及び**冷凍冷蔵機器**であって、**冷媒としてフロン類が使われているもの**を指す（**第二種特定製品を除く。**）。フロン類を回収した後も第一種特定製品として取り扱う必要がある。
- 「業務用」とは、**製造メーカーが業務用として製造・輸入している機器**を指す。事業活動で使用していても、製造メーカーが家庭用として販売している場合があるため、事前に製造メーカーにお問い合わせいただきたい。

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）



業務用空調機器



冷凍冷蔵ショーケース



定置型冷凍冷蔵ユニット



ターボ式冷凍機

機器に貼ってある
ステッカーで確認



等

※以下の製品は第一種特定製品には**含まれない**。

第二種特定製品



家庭用製品



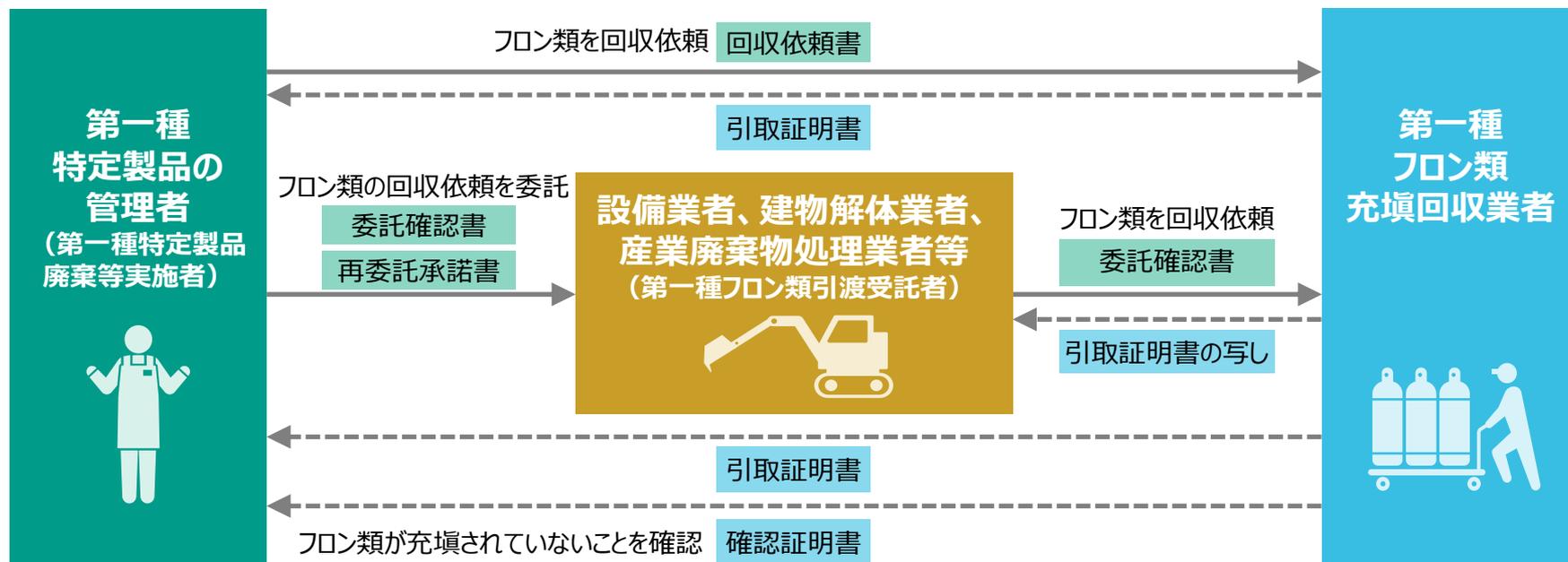
冷媒がフロン類でない製品



機器廃棄時のフロン類引渡し義務、行程管理制度

- 第一種特定製品の廃棄又はリサイクル目的の譲渡を行おうとする**管理者は、フロン類を第一種フロン類充填回収業者に引き渡す（回収してもらう）か、フロン類の引渡しを設備業者、建物解体業者等に委託する必要がある**。なお、第一種特定製品にフロン類が残存しておらず、フロン類を引き渡すことができない場合は第一種フロン類充填回収業者による確認を受ける必要がある。
- フロン類の管理のため、フロン類の引渡し方法に応じ、**行程管理票（回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書、引取証明書、確認証明書）の受取、交付、保存**を行う必要がある。（行程管理制度）

機器廃棄時等のフロン類の回収



- 建設・解体業者には、特定解体工事元請業者として、以下の対応が求められる。

改正点

① 解体する建物において

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明すること。

また、その書面の写しを3年間保存すること。

② （工事の発注者から充填回収業者へのフロン類引渡しを受託した場合）

フロン類の回収を充填回収業者に依頼すること。

③ フロン類が回収されていることを確認し、廃棄物・リサイクル業者に機器を引渡すこと。

※引取証明書等によりフロン回収済みであることを確認できない機器の引渡しは違法。

- 建物を解体する際には**第一種特定製品が設置されていないことが明らかである場合※**を除き、**必ず第一種特定製品があるかを事前に確認**する。
 - ⇒確認した結果は、**書面で発注者に説明**する必要がある。
 - ⇒書面は工事発注者（原本）と工事元請業者（写し）がそれぞれ**3年間保存**する必要がある。

※ 2020年3月までは、解体する建物に設置されている第一種特定製品のフロン類が回収済みの場合、「設置されていないことが明らか」として事前確認は不要とされていた。

2020年4月以降は、改正法の施行に伴い、**フロン類回収済みの第一種特定製品しか設置されていない場合であっても事前確認を行う必要があること**となった。

事前確認書の例

- 事前確認書は、「特定解体工事元請業者が特定解体工事発注者に交付する書面の記載事項等に関する省令」で規定された事項が記入されていれば様式は問わない。なお、参考様式は環境省ホームページからダウンロード可能。

(別紙：参考様式)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律

第一種特定製品事前確認結果説明書

交付年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
※交付の日から3年間保存

(特定解体工事発注者)
氏名又は名称 _____
住所 _____

(特定解体工事業者)
氏名又は名称 _____
住所 _____

責任者氏名： _____ 印
電話番号： _____

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第42条第1項の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

記

特定解体工事の名称 _____

特定解体工事の場所 _____

第一種特定製品（フロン類を使用する業務用冷凍空調機器）の設置の有無		
□あり		□なし
フロン類回収済み	フロン類未回収	
エアコンディショナー 台	エアコンディショナー 台	□当初から設置なし □撤去済み
冷蔵機器及び冷凍機器 台	冷蔵機器及び冷凍機器 台	□家庭用機器のみ ※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。
※以下、発注者と受注者で協議の上、影響 ・フロン類回収済みの機器の引取証明書 の写しの廃棄物処理業者等への交付 □発注者が実施 □受注者が実施	※以下、発注者と受注者で協議の上、影響 ・フロン類の回収 □発注者が実施 □受注者が実施 ・フロン類回収後の引取証明書の写し の廃棄物処理業者等への交付 □発注者が実施 □受注者が実施 ・フロン類の回収等に係る費用 □当初契約に計上 □設計変更対象	

(注意事項)

- ・フロン類の回収をせずにみだりに放出した場合、放出をした者が罰せられます。
- ・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者(発注者)が罰せられます。
- ・廃棄物処理業者等に対して第一種特定製品の引取り等を依頼する際には、引取証明書の写しの交付が必要です。受注者を介して廃棄物処理業者等へフロン類回収済みの機器を引き渡す場合は、引取証明書の写しを受注者に渡す必要があります。提供されない場合には、第一種特定製品の処分を行うことができず、工事の工程及び費用に影響を及ぼすおそれがあります。

記入事項（例）

- 特定解体工事の名称
- 特定解体工事の場所
- 第一種特定製品の設置の有無
 - － ありの場合、種別（空調/冷凍冷蔵）の台数
 - － なしの場合、その理由



様式はこちらからアクセスできます

特定解体工事時の事前確認について



- **本規定の対象**は、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事（解体工事）とされており、ここでいう**解体工事とは、以下を指す。**
 - ① **建築物**の場合 建築物のうち、建築基準法施行令第1条第3号に定める構造耐力上主要な部分の全部又は一部を取り壊す工事
 - ② 建築物以外の**工作物**の場合 建築物以外の工作物の全部又は一部を取り壊す工事
- また、「**第一種特定製品が設置されていないことが明らかなもの**」は、本規定は適用されない。例えば、解体対象が「東屋」のような場合や、鉄塔、煙突、橋梁等の工作物の場合が想定される。
- なお、**発注者から既にフロン類を回収した「引取証明書」又はその写しを提示された場合であっても**、当該引取証明書又はその写しにおいて回収済みとされる第一種特定製品の台数と、実際に解体現場に設置されている第一種特定製品の台数との突合が最低限必要であること等に鑑み、本規定の適用対象となり、**設置の有無についての確認や書面による説明が必要となる。**

- その後の流れは、事前確認の結果により異なる。

改正点

- 機器があり、(1) フロン類が**回収済み**だった場合
(2) フロン類が**まだ回収されていない**場合

⇒次頁以降で説明

■ 機器がなかった場合

- 解体する建物に第一種特定製品がなかった場合でも、
「機器がなかった」という結果を事前確認書面に記入し、発注者に対して書面で説明する必要がある。
- また、説明した事前確認書面の写しは
3年間保存する必要がある。

(2) 第一種特定製品があり、フロン類が未回収の場合



- 発注者から、フロン類が未回収の機器の処分を依頼された場合、以下の2種類の方法がある。

改正点

A) 自分でフロン類の回収を委託

- 工事の発注者から**委託確認書**の交付を受け、フロン類の回収を充填回収業者に依頼する。
- 充填回収業者から**引取証明書の写し**をもらい、**3年間保存**。**廃棄物・リサイクル業者に廃棄する機器を引き渡すときには、引取証明書の写しを渡す。**

B) 発注者にフロン類の回収の委託を依頼

- 工事の発注者に対し、発注者自ら（もしくは第三者に委託して）フロン類の回収を充填回収業者に依頼するよう伝えること。
- その後は（1）と同様、工事発注者から**引取証明書の写し**の交付を受け、廃棄物・リサイクル業者に機器とともに渡す。

A)B)いずれの場合でも、引取証明書の写しがないと、廃棄する機器を引渡しできない

- 責務を果たさず**フロン類**をみだりに放出した場合、**1年以下の懲役または50万円以下の罰金**に処せられる。
- また、**特定解体工事元請業者は、都道府県の指導監督（報告徴収・立入検査等）の対象**となった。

参考 改正フロン排出抑制法に係る摘発事案①



- 八王子市解体工事現場において、**エアコンに冷媒として充填されているフロンを大気中に放出**させたなどとして、警視庁は**建物解体業者**の代表取締役と社員、**自動車販売会社**の社員の計3名と、法人としての両社を**フロン排出抑制法違反の疑いで**2021年11月9日に東京地方検察庁立川支部へ**書類送致**。
- **改正フロン排出抑制法施行後の事件化は全国初。**

違反内容

(1) **自動車販売会社**

フロン回収を委託する際に法令で定められた**委託確認書を交付しなかった疑い**
法第43条第2項違反（委託確認書不交付）

罰則：第105条第2号の規定により30万円以下の罰金

(2) **建物解体業者**

エアコンに**充填されているフロンガスを回収しないまま重機で取り外し**、フロンガスを大気中に放出させた疑い

法第86条違反（みだり放出）

罰則：第103条第13号の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

警視庁と都の連携

警視庁の通報により都が立入検査を実施、リークディテクターによる現認、現場の大気を採取しフロンのみだり放出を確認、事件化

1. フロンを取り巻く動向
2. 日本におけるフロン対策
3. 建設・解体業者の責務
- 4. 廃棄物・リサイクル業者の責務**
5. まとめ

- 2019年度の法改正により、廃棄物・リサイクル業者は、**フロン類の回収等が確認できない第一種特定製品の引取り等は禁止となった。**

※違反して引取り等を行った場合は直罰の対象となる。

- 具体的には、主に以下の場合で引取りが可能。

① 引取証明書の写しを受け取った場合

② 自らフロン類を回収する場合

③ 充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託された場合

**④ フロン類が充填されていないことを示す
確認証明書の写しを受け取った場合**

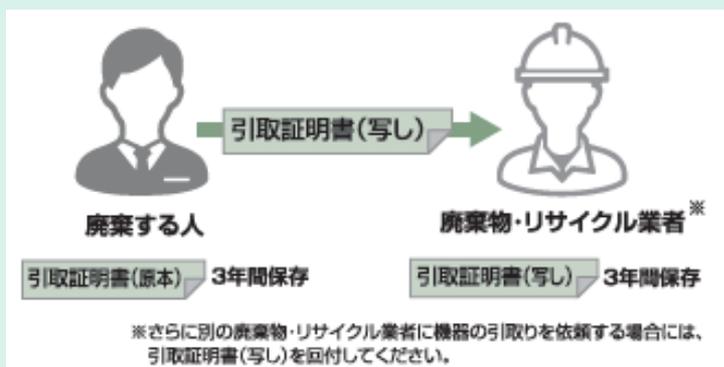
第一種特定製品の引取りが可能なケース（1/2）

① 引取証明書の写しを 受け取った場合

充填回収業者が交付する「**引取証明書**」の写しが機器に添えられており、**フロン類が回収済みであることを確認できる場合**は引取り可能。

引取証明書の写しは、**3年間保存**する必要がある。

※ 更に別の廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合、引取証明書の写しを回付して引き渡す。



② 自らフロン類を回収する場合

充填回収業者登録を行っている場合、自らフロン類の回収の依頼を受けることも可能。このとき、管理者が交付する、フロン類の「**回収依頼書**」が**機器に添えられている必要がある**。

※ このとき、フロン類回収後に管理者（廃棄等実施者）に対して「引取証明書」の原本を交付するとともに、**引取証明書の写しを3年間保存**すること。



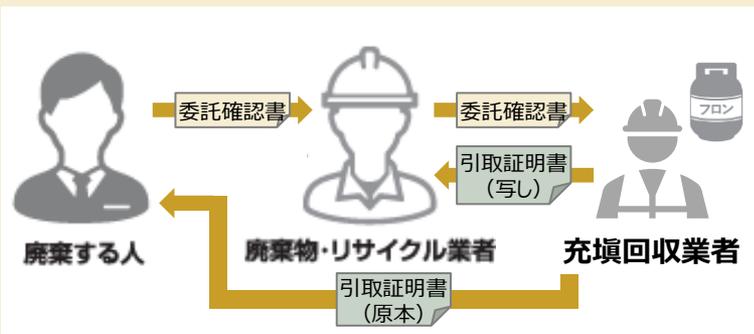
第一種特定製品の引取りが可能なケース（2/2）

③

充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託された場合

①②以外の場合であっても、管理者（廃棄等実施者）から、フロン類の充填回収業者への引渡しを依頼され、「**委託確認書**」の交付を受けた場合は引取り可能。

この場合、フロン類の回収を委託した充填回収業者から「**引取証明書**」の写しの交付を受ける。



④

フロン類が充填されていないことを示す確認証明書の写しを受け取った場合

充填回収業者が交付する、フロン類がその機器に充填されていないことを確認する「**確認証明書**」の写しが機器に添えられており、**フロン類が充填されていないことを確認できる場合は引取り可能。**

※ 上記以外では、都道府県知事がやむを得ない場合として認め、都道府県知事が認める者から第一種特定製品の引取りの依頼を受けた場合も引取り可能。

- フロン類の回収が確認できない機器を引き取った場合、50万円以下の罰金が科せられる。
- また、第一種特定製品を取扱う廃棄物・リサイクル業者は、都道府県の指導監督（報告徴収・立入検査等）の対象となる。
- フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる。

参考 改正フロン排出抑制法に係る摘発事案②

- 東京都町田市の**金属買取業者A社**が、業務用エアコン内の**フロン類が回収されたことを確認せずに機器を引き取り**、重機で破壊した結果、**フロン類を大気中に放出させた**などとして、2022年11月、警視庁はA社の代表取締役とその社員等計4名を**フロン排出抑制法違反の疑いで逮捕**。同法違反容疑の**逮捕者は全国初**。
- さらに、**当該業務用エアコンを引き渡した者など計4名及び被疑法人2社を書類送致**。

金属買取業者A社がフロン類を大気中に放出させる様子



当該業務用エアコン



画像出典：警視庁提供

1. フロンを取り巻く動向
2. 日本におけるフロン対策
3. 建設・解体業者の責務
4. 廃棄物・リサイクル業者の責務
- 5. まとめ**

Q. 次の説明は正しいか。

解体工事に伴って排出された第一種特定製品に、明らかにフロン類が入っていなかったため、廃棄物処理業者にはそのことを口頭で伝え、そのまま機器だけを引き取ってもらった。

A.

Q. 次の説明は正しいか。

第一種特定製品の管理者から、
「機器を廃棄したい。フロン類は回収済みだが
引取証明書の写しは後で渡すので、
先に機器を引き取ってもらいたい」と依頼があった。
処理するまでに引取証明書の写しを渡すと説明
されたため先に引き取り、預かっておくことにした。

A.

**建物解体業者は、
第一種特定製品**

**（ がある場合には / の有無にかかわらず ）
事前確認書面を作成・記入し、
発注者に説明するとともに、
その写しを_____年間保存すること。**

廃棄物・リサイクル業者は、
_____を証明書等により
確認したうえで第一種特定製品を引き取り、
引取証明書の写し又は確認証明書の写しを
_____年間保存※すること。

○フロン対策全般についてお知りになりたい方向け

⇒フロン対策の基礎知識編

フロン排出抑制法の概要

【フロン対策の基礎知識編】

環境省
経済産業省

○機器ユーザーの方向け

⇒機器ユーザー編

フロン排出抑制法の概要

【機器ユーザー編】

環境省
経済産業省

- 第一種特定製品の管理・廃棄等、充填回収業に関して

⇒ **都道府県のフロン排出抑制法担当の窓口**



担当窓口情報はこちら
からアクセスできます

<https://www.env.go.jp/earth/furon/contact/index.html>

- 再生業・破壊業その他法制度全体に関して

⇒ **環境省 地球環境局 フロン対策室**

経済産業省 製造産業局 オゾン層保護等推進室

Q. 次の説明は正しいか。

解体工事に伴って排出された第一種特定製品に、明らかにフロン類が入っていなかったため、廃棄物処理業者にはそのことを口頭で伝え、そのまま機器だけを引き取ってもらった。

**A.  フロン類の回収が証明できない機器は、廃棄物・リサイクル業者に引き取ってもらえない。
= 引取り不可。**

都道府県知事の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者によりフロン類が残っていないことの確認を受け、その結果（確認証明書）が必要になる。

Q. 次の説明は正しいか。

第一種特定製品の管理者から、
「機器を廃棄したい。フロン類は回収済みだが
引取証明書の写しは後で渡すので、
先に機器を引き取ってもらいたい」と依頼があった。
処理するまでに引取証明書の写しを渡すと説明
されたため先に引き取り、預かっておくことにした。

A.  **機器を引き取る時点までに、引取証明書の写しが廃棄物・リサイクル業者の手元になければ、フロン類回収が確認できないため、引取りができない。**

建物解体業者は、
第一種特定製品

（ がある場合には / **の有無にかかわらず** ）
事前確認書面を作成・記入し、
発注者に説明するとともに、
その写しを **3** 年間保存すること。

廃棄物・リサイクル業者は、
フロン類が回収済みであることを証明書等により
確認したうえで第一種特定製品を引き取り、
引取証明書の写し又は確認証明書の写しを
3年間保存※すること。

※保存義務違反も罰則の対象となる。